

## 募集型企画旅行取引条件説明書面

(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)  
(旅行業法第12条の5による契約書面)

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

### 1. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、キュリアス・トラベル(静岡県知事登録旅行業 第3種-712号)(以下「当方」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加される旅行者(お客様)は当方と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

(2)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、及び、当方旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当方約款」といいます。)によります。尚、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面があるコースについてはそれも含まれます。(以下「最終旅行日程表」といいます)当方約款は、ホームページにてご確認ください。[\(https://www.curioustraveljapan.com/aboutus/\)](https://www.curioustraveljapan.com/aboutus/)

(3)当方はお客様が当方の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることが出来るように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

### 2. 旅行の申込みと契約の成立時期

(1) 所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ旅行代金の全額を添えてお申込みいただきます。また、旅行契約は、当方が契約の締結を承諾し旅行代金を受領したときに成立するものといたします。

(2)当方は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当方が予約の承諾の旨を通知した日から当方の指定する日までに申込書の提出と旅行代金の支払が必要で。

(3) 当方は当方が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より当方の契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を所定の決済期日に提携会社のカード規約に従って決済することと、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払を受ける」事を、予めご了承いただき、「電話、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段による旅行のお申込み」を受けて契約を締結する事があります(以下、特別の事項を定める時は、この契約を「通信契約」といいます)。通信契約により契約の締結を希望されるお客様との旅行条件は次の①から③の通りです。

①通信契約のお申込みの際、会員のお客様は「募集型企画旅行の名称」、「旅行開始日」等に加えて「クレジットカード名」会員番号」クレジットカード有効期限」等を当方にお申し出いただきます。

②通信契約での「クレジットカード利用日」とはお客様及び当方が契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日とします。

③与信等の理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払ができない場合、当方は通信契約を解除します。

### 3. 申込み条件

健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。当方は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当方がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。

### 4. 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等)及び消費税等諸税。(2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費(3)その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したものの。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則

として払い戻しはいたしません。

### 5. 旅行代金に含まれないもの

前項の(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

(1) 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)(2)空港施設使用料(3)クリーニング代、電報・電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。(4)ご希望者のみ参加されるオプションツアー料金(5)運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)但し旅行代金に含めた場合を除く(6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費

### 6. 旅行契約内容の変更

当方は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当方の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当方の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。

### 7. 旅行代金の額の変更

当方は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割戻代金の額の変更は一切いたしません。

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額が旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2) 当方は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増減する旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当方の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

### 8. お客様の交替

お客様は、当方の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この際、交替に要する手数料等の所定の金額をいただきます。

### 9. 取消料

(1)旅行契約の成立後、お客様の都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。また宿泊を伴うコースで一緒(同室)にご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。(2)お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体の取消とみなし、所定の取消料を収受します。

但し、お客様の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、その特約が優先します。

#### 国内旅行に係る取消料

旅行契約解除の時期	取消料
旅行出発日の前日から起算して21日前まで	無料
旅行開始日の前日から起算して20日前まで(日帰り旅行にあっては10日目)	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日まで	旅行代金の40%
旅行開始当日まで	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

### 10. 旅行開始前の解除

#### (1)お客様の解除権

①お客様は前項の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解

除のお申し出は、17時までお受けいたします。

②お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第14項に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。b. 第7項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。d. 当方がお客様に対し、第1項に記載の最終旅行日程表がある場合で同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。得e. 当方の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

#### (2)当方の解除権

①お客様が期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当方は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

②次の項目に該当する場合は、当方は旅行契約を解除することができます。

a. お客様が当方のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。b. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。d. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。e. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。f. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当方があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはおそれが極めて大きいとき。

g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当方の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

③当方は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払戻しいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻しいたします。

### 11. 旅行開始後の解除

#### (1)お客様の解除権

①お客様の都合により途中で契約を解除又は離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しは致しません。

②お客様は、お客様の席に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当方がその旨を告げた時は、第9項(1)の規定にかかわらず取消料を支払う事なく、受領できなくなった部分の契約を解除する事ができます。

③前号の場合、当方は旅行代金の内旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用(当方の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります)を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

#### (2)当方の解除権

①当方は次に掲げる場合において旅行開始後であってもお客様に理由を説明して契約の一部を解除する事があります。a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当方の指示への違背、それらの者又は同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当方の関与し得ない事由が生じた場合であって旅行の継続が不可能となった時。

②当方が前号の規定に基づき契約の解除をしたときは、お客様と当方との間の契約関係は将来にむかってのみ消滅します。この場合においてお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当方の債務の履行は完了します。③前



号の場合において、当方は旅行代金のお客様がこれまでその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取送料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

## 12. 旅行代金の払い戻し

当方は旅行代金の減額又は契約の解除によってお客様に対し払い戻すべき金額が生じた時は、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

## 13. 当方の賠償責任

当方は当方又は当方が手配を代行させた者がお客様に損害を与えた時お損害を賠償いたします。お荷物に係る賠償限度額は15万円(但し当方に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)ですが、次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他当方又は当方の手配代行者の関与し得ない事由による損害を被った場合。

## 14. 特別補償責任

(1)当方は前項(1)の当方の責任が生じるか否かを問わず、当方約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。但し現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当方約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

## 15. 旅程保証責任

当方は、当方約款の規定により次に掲げる契約内容の重要な変更(天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置等による変更を除きます)が生じた場合は旅行代金に1%~5%の所定の率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。この場合当方はお客様の同意を得て変更の支払いに替え同等またはそれ以上の物品又は旅行サービスの提供で補償を行うことがあります。尚、当方がお客様1名に対して1旅行契約につき支払う変更補償金の額は15%を上限とします。又、お客様1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1000円未満であるときは変更補償金は支払いません。

## 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の出発空港又は帰着空港の変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室	1.0	2.0

の条件の変更	2.5	3.0
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更		

## 16. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当方約款の規定を守らないことにより当方が損害を受けた場合は、お客様は当方の損害に賠償しなくてはなりません。またお客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、スタッフ等もしくは当方に申し出なければなりません。添乗員、スタッフ等がつかないコース、休日等の営業時間外の理由で当方に連絡がつかない場合は、出発前にお渡しする連絡先までお願いします。

## 17. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

## 18. 個人情報の取扱い

当方は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当方は当方の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、アンケートのお願い、統計資料の作成等にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

## 19. 旅行条件の基準

本旅行条件の基準日は、令和5年12月1日です。

☆このご旅行に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく旅行業種別取扱管理者へご質問下さい。(H28/04)

登録番号	静岡県知事登録旅行業 第3種 - 712号
名称	上野有里 (キュリアス・トラベル)
所在地	静岡県熱海市伊豆山268-1-501
<b>募集型企画旅行実施可能区域</b>	
熱海市 伊東市 伊豆の国市 田方郡函南町	
神奈川県足柄下郡湯河原町 東京都大島町※	
※は交通拠点のある区域	
担当者名	上野有里 (総合旅行業種別取扱管理者)

